

知って得する農業者年金！！

ポイント 1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く。）である20歳以上60歳未満の方又は65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。

保険料は、月2万円～6万7千円の間で千円単位で自由に選択でき、随時見直すこともできます。

また、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、月額1万円から6万7千円の間で千円単位で保険料を選択でき、若い農業者の方も加入しやすい制度です。

毎年、年度末時点の保険料及び運用収入の額等の積立状況をお知らせしますので、ご自身が希望される金額を目指して、保険料を柔軟に積み立てることができます。

試算表		農業者年金の受給額の試算					
加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万	61万	52万	1,306万	1,394万
		2万円	960万	80万	68万	1,718万	1,833万
30歳	30年	1万円	660万	47万	40万	1,017万	1,086万
		2万円	720万	53万	45万	1,140万	1,216万
40歳	20年	2万円	480万	31万	27万	675万	720万
50歳	10年	2万円	240万	14万	12万	301万	321万

通常加入で65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利回りが0.70%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

保険料1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

ポイント 2 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

ポイント 3 自ら払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります

農業者年金についてのお問合せは、JAまたは農業委員会へ

農業者年金の現況届提出のお願い

現況届を**6月中**に農業委員会事務局へ提出してください。

現況届は、年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回確認するものです。

期限内に提出がなかった場合は、提出されるまでの間、年金の支払いを差し止められますので、忘れずに提出してください。

※現況届用紙は機械で読み取ります。用紙を汚したり折り曲げたりしないよう注意してください。

農業委員会だより

見附市農業委員会 ドリームアグリ No.28 令和5年6月

ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていきたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700(代)

農地パトロールを実施します

農業委員会では、農地法の規定により、**毎年7月**から市内全域の農地を対象として利用状況について調査し、遊休農地や違反転用である場合は、農地の所有者に対して、**農地を適正に管理していただくよう指導**を行います。

- 調査対象
見附市内のすべての農地(6地区に分けて調査)
- 調査期間
令和5年7月～10月末まで
- 実施内容
 - ・遊休農地の実態把握と是正指導、利用意向調査
 - ・農地の違反転用の早期発見と是正指導
 - ・農地への不法投棄の早期発見と是正指導
- 実施方法
農業委員並びに農地利用最適化推進委員が担当地区の農地を見回り、遊休化しているか否かの調査を行います。各農地へ立ち入ることや直接お話を伺うこともありますので、ご協力をお願いします。
- その他
保全管理農地についても従来どおり適切な管理をお願いします。



遊休農地は、周囲の農地や住民に迷惑を及ぼします。
また、翌年も遊休化が改善されない場合、固定資産税が強化されることがありますので、適切な管理をお願いします。

令和5年度最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,620 ha	1,679 ha	64.1 %
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進めることが必要である。		

②目標

集積面積	2,384 ha (うち新規集積面積 705 ha)
	目標設定の考え方:農地等の利用の最適化に関する指針による。
活動計画	農委だよりにて農地中間管理事業受け手募集の広報周知 関係機関と連携し、制度の周知徹底を図る。

(2)新規参入の促進

①現状及び課題

現 状	元年度新規参入者	2年度新規参入者	3年度新規参入者
	1 経営体	4 経営体	1 経営体
	1.86 ha	24.65 ha	18.47 ha
課 題	組織化にあたり、リーダーとなる人材が必要である。 農業が青年等の職業選択肢になり得る必要がある。		

②目標

目標面積	11.0 ha ※新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積
活動計画	年間を通じて関係団体と連携を図り、就農相談から就農・経営定着まで支援 将来的な農地貸付先の聞き取り

(3)遊休農地の解消

①現状及び課題

現 状	管内の農地面積	遊休農地面積
	2,620 ha	0.18 ha
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進めることが必要である。	

②目標

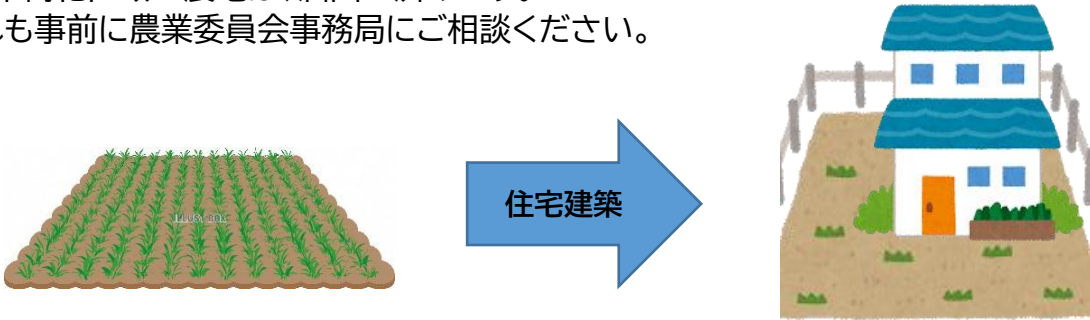
目 標	遊休農地の解消面積 0.04 ha		
	遊休農地の実態調査による早期発見と是正指導		
利用状況 調査等	調査員数(実数)		24人
	調査実施	7月～10月	農地パトロール
	管理指導	10月～12月	遊休農地解消に向けた管理指導
	農地集積	10月～11月	10年後を見据えて農用地利用について話し合い

農地を農地以外に利用するときは 農地転用の許可が必要です！！

農地に「農舎を建てたい」「住宅を建てたい」など、農地以外で利用する場合は、事前に農業委員会への許可申請が必要です。

申請は、毎月10日(休日にあたる場合はその前日)締めで、総会は25日に開催します。
立地基準や転用目的が適当であるかの判断や現地確認を行い、農業委員会総会で承認されると転用許可証を交付します。また、3,000㎡以上の大規模な転用は、県に意見を求めますので、許可証交付には総会からさらに4週間ほど日数を要します。

なお、市街化区域の農地は、届出で済みます。
いずれも事前に農業委員会事務局にご相談ください。



相続等の手続で転用許可を得ていないことが判明することがありますので、すみやかに手続きを行ってください。
また、悪質な場合、農地への原状回復命令が出されることがあります。

稲田市長と農業委員の懇談会を開催しました

日々の農地利用最適化の推進活動の中で把握した地域農業の課題等を、農業委員会の総意として、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」にとりまとめ、5月25日、稲田市長へ手渡しました。

農業の抱える課題や、農業者の声を届けるため、稲田市長との意見交換会を行い、課題に対する認識を深めることができました。

